

## 財団法人 佐賀県社会保険協会寄付行為

昭和22年11月25日	評議員会	昭和22年12月 1日	施 行
昭和32年 8月23日	評議員会	昭和32年 1月28日	一部改正
昭和37年11月 9日	評議員会	昭和37年11月 9日	一部改正
昭和39年 2月20日	評議員会	昭和39年 2月 1日	一部改正
昭和40年 4月28日	評議員会	昭和40年 6月28日	一部改正
昭和41年 6月13日	評議員会	昭和41年 7月22日	一部改正
昭和56年 3月13日	評議員会	昭和56年 4月 1日	一部改正
昭和57年 6月30日	評議員会	昭和57年10月 1日	一部改正
昭和62年 8月26日	評議員会	昭和62年10月19日	一部改正
平成 3年 8月30日	評議員会	平成 3年11月25日	一部改正
平成 5年 9月16日	評議員会	平成 5年12月20日	一部改正
平成 7年12月 6日	評議員会	平成 8年 1月 5日	一部改正
平成 9年 9月11日	評議員会	平成 9年10月16日	一部改正
平成10年 3月26日	評議員会	平成10年 4月24日	一部改正
平成10年 5月28日	評議員会	平成10年 6月29日	一部改正
平成13年 5月24日	評議員会	平成13年 6月25日	一部改正
平成14年 5月28日	評議員会	平成14年 6月17日	一部改正
平成15年 5月27日	評議員会	平成15年 6月10日	一部改正
平成18年 3月27日	評議員会	平成18年 4月11日	一部改正

# 財団法人 佐賀県社会保険協会寄付行為

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は、財団法人佐賀県社会保険協会という。
- 第2条 本会は、健康保険、厚生年金保険及び船員保険の被保険者（被保険者であった者を含む。）及び被扶養者並びに国民年金の被保険者（被保険者であった者を含む。）（以下「被保険者等という。」）の福利を増進し、社会保険の趣旨の普及および事業の円滑な運営に資することをもって目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達するための、次の事業を行う。
- (1) 被保険者等の健康の保持増進上必要とする施設
  - (2) 社会保険の普及・発達・向上に資する施設および研究
  - (3) 社会保険事業の円滑な運営を図るため必要とする施設
  - (4) 健康保険および船員保険の被保険者に対する医療費の貸付け事業
  - (5) 健康保険および船員保険の被保険者に対する出産費の貸付け事業
  - (6) 健康保険の被保険者等に対する社会保険総合健康管理を推進するための事業
  - (7) 前各号のほか遂行上必要と認めた事業
- 第4条 本会の事務所は、これを佐賀市におくものとする。

## 第2章 会 員

- 第5条 本会の会員は、佐賀県下において健康保険及び厚生年金保険の適用を受ける事業主とする。なお、会員として入会しようとする事業主は、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込まなければならない。また、会員は会長が別に定める退会届を会長に提出して、退会することができる。
- 第6条 会員は、本会の経理に要する会費を負担しなければならない。
- 2 前項の会費の負担その他必要な事項については別にこれを定める。

## 第3章 役員および職員

- 第7条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 会 長 1名
  - (2) 副 会 長 1名
  - (3) 専務理事 1名
  - (4) 常務理事 4名以内
  - (5) 理 事 11名以内（会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。）
  - (6) 監 事 2名
  - (7) 評 議 員 20名以上25名以内

- 第8条 会長、副会長及び専務理事は、理事がこれを互選する。  
2 会長は、会務を総理し、会を代表する。  
3 副会長は、会長を補佐し、会長がじこあるとき、これを代理する。  
4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長に事故あるとき、これを代理する。
- 第9条 常務理事は、理事がこれを互選する。  
2 常務理事は、所掌の常務を処理する。
- 第10条 理事は、評議員が互選する。  
2 理事は、理事会を組織し、重要な会務を審議し執行する。
- 第11条 監事は、評議員会でこれを選任する。  
2 監事は、理事の職務執行を監査する。
- 第12条 評議員は別に定める地区別に、会員がこれを互選し、理事会で選任する。  
但し、必要ある場合においては、評議員会の決議を経て学識経験者を選任することができる。
- 第13条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。  
2 役員に欠員を生じたときは、補欠役員を互選又は選任する。  
3 補欠役員任期は、前役員任期の残存期間とする。  
4 役員は任期満了後といえども、後任者が就任するまではなおその職務を行うとする。
- 第13条の2 本会に参与を置くことができる。  
2 参与は、会長が委嘱する。
- 第13条の3 本会に顧問を置くことができる。  
2 顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。  
3 顧問は、会長の諮問に応じ、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 第14条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。  
2 事務局に必要な職員を置き会長が任免する。

#### 第4章 会 議

- 第15条 本会の会議は、評議員会とする。
- 第16条 評議員会の職務権限は、次のとおりとする。  
(1) 歳入歳出予算を定めること。  
(2) 決算報告書を認定すること。  
(3) 不動産の買入れ又は処分を議定すること。  
(4) その他必要な事項
- 第17条 評議員会は、会長がこれを招集する。  
2 評議員の半数以上から召集の請求があったときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 第18条 評議員会の議長は、会長をもってこれに充てる。

- 第19条 評議員会は、評議員の定数の3分の1以上の議員が出席しなければ、議事を開き議決することができない。但し、同一の事件につき再度招集しても、なお定数に達しない時はこの限りでない。
- 2 評議員会の議事は、出席評議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第5章 資産及び会計

- 第20条 本会の資産は、次に掲げるものとする。
- (1) 本会の設立の日に有する基金
  - (2) 会費
  - (3) 寄付金
  - (4) 財産から生ずる収入
  - (5) 事業に伴う収入
  - (6) その他の収入
- 第21条 本会の経費は、前条第1号から生ずる収入および第2号乃至第6号の資産をもって、これに充てる。
- 第22条 本会の資産は、郵政官署又は確実な銀行に預入れ若しくは国債又は有価証券を購入することができる。
- 2 前項に定めるものの外、事業運営上必要ある場合においては、不動産を購入することができる。
- 第23条 本会は、毎会計年度歳入歳出予算を調整し、年度開始前に評議員会の決議を経なければならない。
- 第24条 本会の会計年度は、政府の会計年度による。
- 第25条 病院又は診療所、政府管掌健康保険保養所及び社会保険センターその他の事業を委託されて経営する場合は、これを特別会計として経理することができる。
- 2 前項の特別会計の設置その他の必要な事項に関しては、別にこれを定める。

## 第6章 附 則

- 第26条 この寄付行為を変更しようとするときは、評議員会において出席議員の3分の2以上の議決を必要とする。
- 第27条 この寄付行為は、昭和22年12月1日から施行する。